

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔平成 28 年 9 月 5 日〕
旭川市福祉保険部指導監査課

指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法令第 123 号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第 50 条第 1 項の規定に基づく行政処分を平成 28 年 9 月 5 日に行いました。

1 対象法人

旭川市東光 3 条 7 丁目 1 5 9 番地 4 9

特定非営利活動法人げんき 理事長 高森 勝秀

2 対象事業所名及びサービス種類

(1) 事業所名 フェニックス

(2) サービス種類 就労移行支援及び就労継続支援 B 型

(3) 指定年月日 平成 23 年 10 月 1 日（移行）、平成 22 年 7 月 5 日（B 型）

(4) 定員及び利用者数
・就労移行支援 ～定員 6 名 利用者数 1 名※
・就労継続支援 B 型 ～定員 20 名 利用者数 5 名※

※7 月 31 日現在数

3 現在までの経緯

(1) 発覚に至った直接の原因

平成 27 年 11 月 27 日から 12 月 21 日にかけて、訓練等給付費の不正請求等を行っているとの情報提供があり、平成 28 年 1 月 12 日に監査を実施しました。

(2) 監査の実施内容

職員の出勤簿等の関係書類の確認及び代表者その他関係者からの聞き取り。

4 行政処分の内容等

(1) 処分の内容

指定取消し

(2) 指定取消年月日

平成 28 年 10 月 5 日

(3) 処分の理由

ア 就労継続支援 B 型

(ア) 不正請求（法第 50 条第 1 項第 5 号）

就労継続支援 B 型の利用者について、虚偽の日報を作成し、これに基づき訓練等給付費を不正に請求していました。

・ 8 件 41,870 円

(イ) 虚偽の日報作成（法第50条第1項第10号）

就労継続支援B型について、虚偽の日報を常習的に作成し、実際の利用実績が特定できない一連の日報に基づき報酬請求していました。

・216件 1,294,090円

(ウ) 工賃不適切支給（法第50条第1項第10号）

就労継続支援B型について、日報の虚偽作成と整合性を図るために、生産活動に携わっていない利用者に対して、生産活動に従事していたように装い、工賃を支給していました。

イ 就労移行支援

一体的に運営している就労継続支援B型について、アの（ア）～（ウ）のとおり不正又は著しく不当な行為がありました（法第50条第1項第10号）。

(4) 不正請求等の額（概算）

ア 不正請求に伴う返還額

58,618円（請求額41,870円,加算額16,748円※）

イ 虚偽の日報を常習的に作成し請求していたことに伴う返還額

1,811,726円（請求額1,294,090円,加算額517,636円※）

※「偽りその他の不正の行為」による請求があった場合、本来の請求額に加えて、法第8条第2項の規定に基づき、それぞれ40%を上乗せした額を返還対象とします。

連絡先

福祉保険部指導監査課 登野（との）

電話 : 0166-26-1111 (内線5120)

0166-25-9849 (直通)

FAX : 0166-29-9090